

会員規約の一部改正について（案）

会員規約第5条で定める会費の納付に関する規定を「理事会の議決により別途定める」ことと改める。

【変更事項】

会員規約第5条（会費の納付）を「会費の納付に関する規定は理事会の議決により別途定める。」ことと改める。

【変更理由】

ワンストップサービス等時代の趨勢に対応すべく、会費の納付に関する規定を別途定めることとする。

【会員規約改正案新旧対照表】

新	旧
<p>（会費の納付） 第5条 <u>会費の納付に関する規定は、理事会の議決により別途定める。</u></p>	<p>（会費の納付） 第5条 <u>正会員の基本会費は、支部長を經由して毎月末日までに納付する。ただし、2ヶ月分以上を一括して前納することができる。</u> <u>2. 能率割会費は、次により納付する。</u> <u>(1) 車両検査に伴う能率割会費は、保安基準適合証綴又は電話予約協力券を受領の際、納付する。</u> <u>(2) 定期点検に伴う能率割会費は、点検整備済ステッカーを受領の際、納付する。</u> <u>(3) 退会等により未使用分を生じたときは、保安基準適合証、電話予約協力券又は点検整備済ステッカーと引換えに前納会費を返還する。</u> <u>3. 賛助会員の賛助会費は、1年分を一括して前納する。</u> <u>4. 基本会費又は賛助会費を一括前納した会員が退会したときは、退会した日の属する月の翌月以降分の前納会費を返還する。</u></p>